

## 告 示

### 埼玉県東松山県土整備事務所長告示第十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十七年十二月二十二日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年十二月二十二日

埼玉県東松山県土整備事務所長 戸井原

章

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 深谷嵐山線
- 三 道路の区域

| 新                        | 旧                          | 旧新別             |
|--------------------------|----------------------------|-----------------|
| 五番二地先まで<br>同郡同町大字菅谷字女堀四九 | 比企郡嵐山町大字菅谷字女堀<br>五一〇番一地先から | 区<br>間          |
| 九・八〇ㄱ<br>一四・九〇           | 七・六〇ㄱ<br>一二・七〇             | 敷地の幅員<br>(メートル) |
| 二九七・二〇                   |                            | 延長<br>(メートル)    |
|                          |                            | 備考              |